

住居確保給付金（転居費用補助）のしおり

減収等によって住居を喪失またはそのおそれのある方へ

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

岸和田市

（令和8年7月）

目 次

1. 住居確保給付金(転居費用補助)とは……………	1
2. 住居確保給付金(転居費用補助)を受けるための要件……………	1
3. 住居確保給付金(転居費用補助)の支給額……………	2
4. 住居確保給付金(転居費用補助)の申請をするために必要なもの……………	2
5. 住居確保給付金(転居費用補助)の申請から決定まで……………	4
6. 転居後について……………	4
7. 住居確保給付金(転居費用補助)の再支給について……………	5
8. 住居確保給付金(転居費用補助)を徴収する場合があります……………	5

1. 住居確保給付金(転居費用補助)とは

同一の世帯に属する者の死亡または本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者または住居喪失のおそれのある者に対し、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、自立支援機関による家計の改善に向けた支援を行います。

2. 住居確保給付金(転居費用補助)を受けるための要件

- ① 申請者と同一世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがあること。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。(収入減少時には主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること。(収入には公的給付等も含む。)

世帯人数	基 準 額		家賃額(上限)		収入基準額
1 人	92,000 円		39,000 円		131,000 円
2 人	139,000 円		47,000 円		186,000 円
3 人	172,000 円	+	51,000 円	=	223,000 円
4 人	214,000 円				265,000 円
5 人	255,000 円				306,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1 人	552,000 円
2 人	834,000 円
3 人以上	1,000,000 円

- ⑥ 家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、その家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属するものが受けていないこと。
- ⑧ 申請者および申請者と申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 住居確保給付金(転居費用補助)の支給額

【支給額】 下記を上限として、家財の運搬、転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)、ハウスクリーニングなどの原状回復費用や鍵交換費用

(R7.4.1 現在)

1人	2人	3人	4人	5～6人	7人以上
204,000 円	220,000 円	236,000 円	248,000 円	264,000 円	280,000 円

注意事項

- ・初期費用のうち敷金や契約時に払う家賃(前家賃)、家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費等は対象外となります。
- ・転居に要する費用が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。
- ・給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。

- 【支給方法】 ① 転居先の住宅に係る初期費用：不動産仲介業者へ代理納付
② ①以外の経費：代理納付若しくは受給者の口座へ振込

4. 住居確保給付金(転居費用補助)の申請をするために必要なもの

(注意) 申請より前に、家計改善支援事業実施者による支援を受け、家計の改善のために転居が必要であると認められる必要があります。

- ① 住居確保給付金(転居費用補助)支給申請書
- ② 本人確認書類の写し
以下のいずれか1点。ただし、顔写真付きの書類が無い場合は2点。

運転免許証(裏面含む)、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、各種福祉手帳、各種資格
確認書、住民票、戸籍謄本、在留カード等

③ 収入減少関係書類

世帯収入額が申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる(収入
減少前と減少後が把握できるページ)書類の写し

(例)給与明細書、預金通帳等

④ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属するものが死亡または
申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる
書類の写し

(例)離職票、雇用保険受給資格者証等

⑤ 収入関係書類

支給申請者および支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入があるものについての
申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

(例)給与明細書、預金通帳の収入の振込の記載ページ、雇用保険の失業給付等を受けて
いる場合は「雇用保険受給資格者証」、年金受給者は年金の振込通知書等

⑥ 金融資産関係書類

支給申請者および支給申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑦ 住居確保給付金要転居証明書(家計改善支援事業者が発行した書類)

⑧ (持家の場合のみ)居住維持費用関係書類

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定
資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

【追加確認書類】

① 入居予定住宅に関する状況通知書(入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必
要事項を記載してもらったもの)

② 初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合
は、必要に応じてその額及び内訳が確認できる書類

5. 住居確保給付金(転居費用補助)の申請から決定まで

(注意)申請より前に、家計改善支援事業実施者による支援を受け、家計の改善のために転居が必要であると認められる必要があります。

- ・必要書類(上記4の①～⑦(⑧は対象者のみ))を添えて申請書を自立相談支援機関へ提出してください。提出された申請書に確認印(受付印)を押印後、申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。

- ・家計改善支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該事業者を介して転居先の住居を探し、転居費用補助の支給決定等を条件に住居を確保してください。

- ・入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項(入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等)を不動産仲介業者に記載していただき、追加書類として提出してください。

- ・また、初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じてその額および内訳が確認できる書類を提出してください。

- ・申請書類の審査は、添付書類および追加確認書類が一式揃ってからになります。

- ・審査では、必要に応じて支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づき官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、または銀行や信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。

- ・審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて「住居確保報告書」を交付します。

6. 転居後について

- ・住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸契約書の写しおよび新住所における写しを提出してください。その際、初期費用の他に転居を要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書を提出している場合や初期費用を申請者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類(領収証等)も添付して提出してください。

・実際の支出額が支給額を上回っていた場合、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であれば追加支給できる場合があります。

・また、必要に応じて転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況を確認する場合があります。

7. 住居確保給付金(転居費用補助)の再支給について

・住居確保給付金(転居費用補助)は、原則一人一回の支給です。

・ただし、住居確保給付金(転居費用補助)受給後に受給者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合で支給要件を満たしている方に限り、再度支給を受けることができます。

8. 住居確保給付金(転居費用補助)を徴収する場合があります

・住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

【問合先】

■岸和田市自立相談支援センター（社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会）
岸和田市野田町1丁目5番5号 TEL：072-439-8255

■岸和田市福祉部福祉政策課 困窮者支援担当
岸和田市岸城町7番1号 TEL：072-423-9141